

第2章 広域防災拠点計画

2.1 長野県における広域防災拠点の定義（⇒詳細は基本構想第2章2.1参照）

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成29年6月）（以下「南海トラフ地震具体計画」という。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を表2-1に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表2-1 長野県における防災拠点の定義

拠点	定義※	備考
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 （上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている。） 	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの 	
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点 	
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU⁵が設置可能なもの ＜県内の航空搬送拠点＞ 県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 ＜県外の航空搬送拠点＞ 長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点 	
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 国等から供給される物資を被災県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該県が設置するもの 	
備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊に提供する水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄している拠点 	長野県において定義
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点 	
被災地域内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定） 	長野県において定義

※「南海トラフ地震具体計画」（内閣府、H29.6）による定義に加筆・変更
長野県において下線部を加筆・変更

⁵ SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）：航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

本県における広域防災拠点等の活用イメージを図2-1に示す。

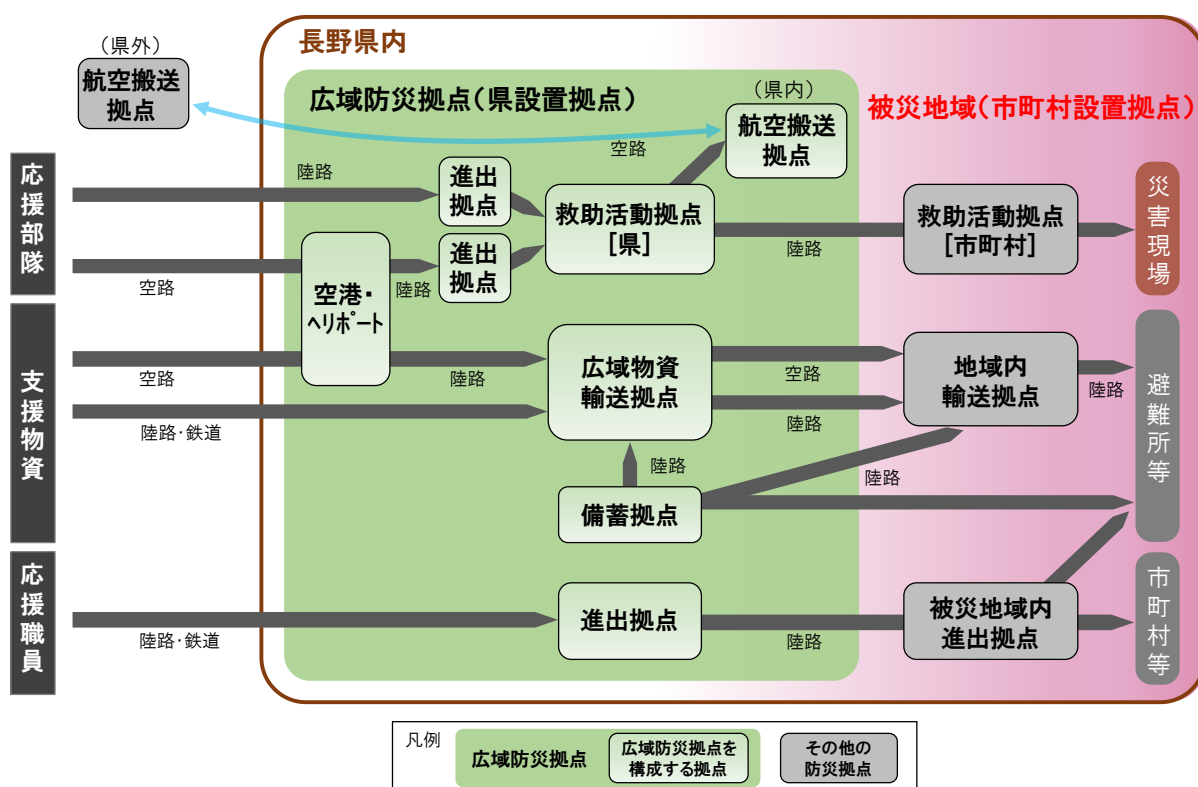


図2-1 長野県における広域防災拠点等の活用イメージ

<広域防災拠点の活用>

①広域応援部隊による進出拠点や救助活動拠点の活用 (図2-2)

- ・広域応援部隊は、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により各機関があらかじめ指定した進出拠点に集結
- ・県が設置する救助活動拠点に移動し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内に市町村が設置する救助活動拠点へ進出
- ・県が設置する救助活動拠点については、広域応援部隊が交代するベースキャンプ、自衛隊の補給拠点や、特殊車両の待機場所となる後方支援拠点としても活用
- ・航空搬送拠点では、救助された被災者を県外へ搬送する広域医療搬送を実施

②県や被災市町村に向かう応援職員による進出拠点の活用 (図2-3)

- ・応援職員は、被災地域外の進出拠点（県合同庁舎等）に集結し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内の進出拠点（県合同庁舎等）へ進出

③広域物資輸送拠点の活用 (図2-4)

- ・陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資を受け入れ、被災地域内の市町村へ配分

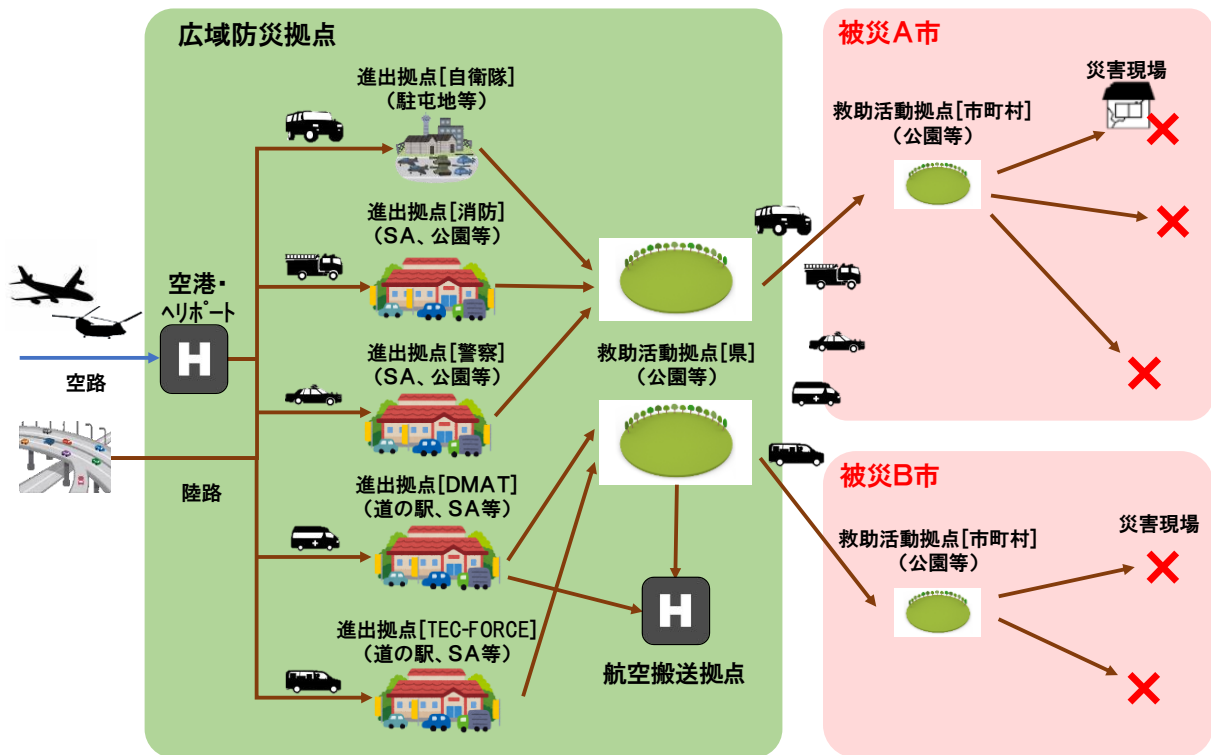


図 2-2 広域防災拠点の活用イメージ【広域応援部隊】

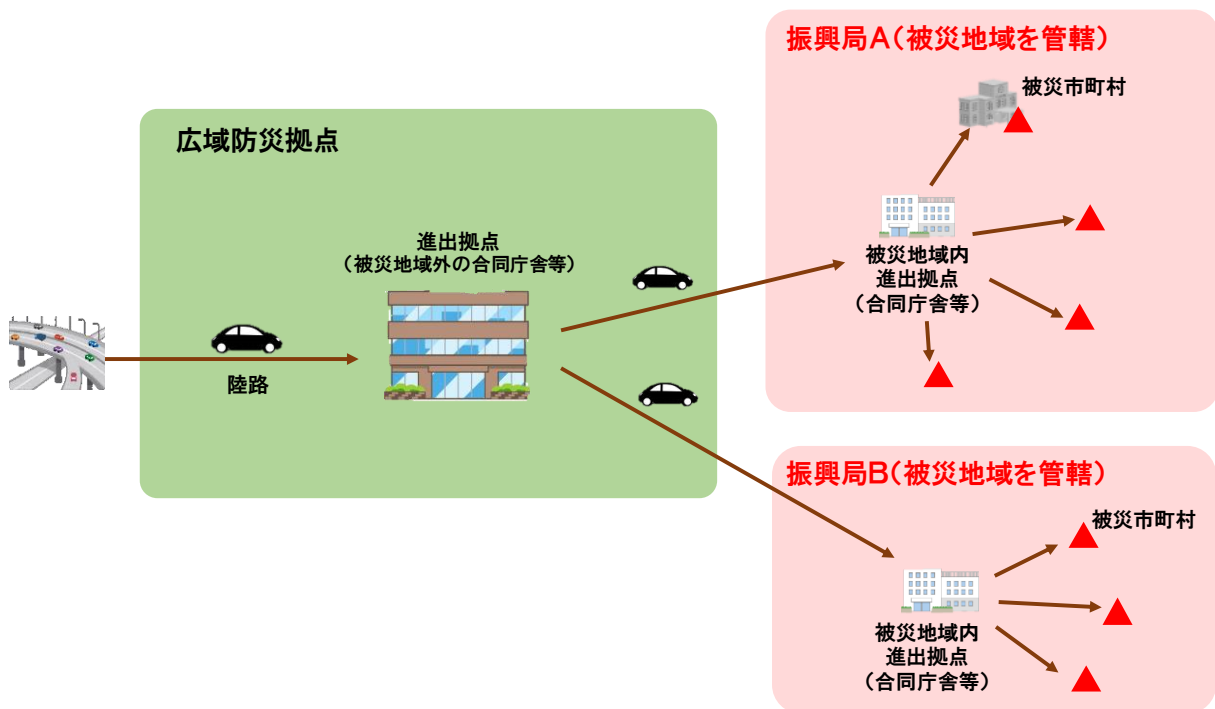


図 2-3 広域防災拠点の活用イメージ【応援職員】

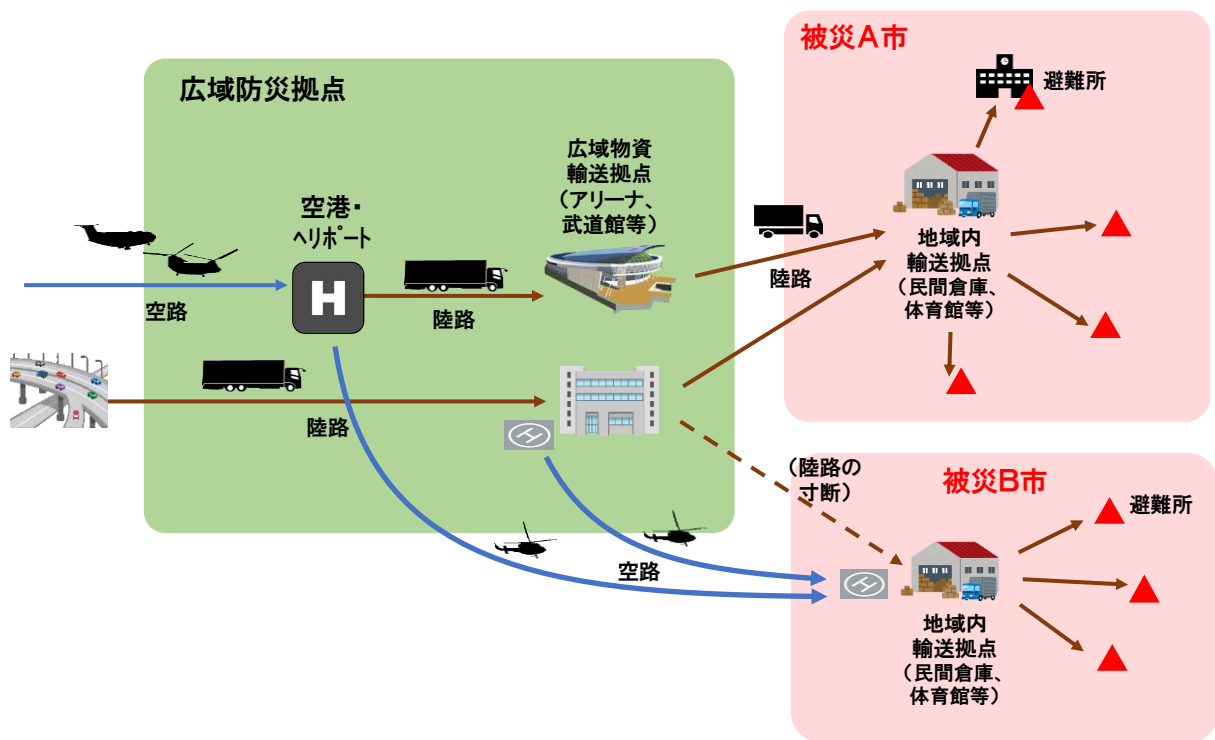


図 2-4 広域防災拠点の活用イメージ【支援物資】

＜広域防災拠点における県及び市町村（指定管理者を含む）の役割分担＞

県：被害情報、道路情報等の提供、県管理施設の運営管理（開設等）、市町村との施設利用調整

立地市町村：市町村管理施設の施設管理、県との施設利用調整

＜地域内輸送拠点における役割分担＞

県：市町村に配分する支援物資の搬入

市町村：避難所に配布する支援物資の保管、荷さばき、搬出

2. 2 広域防災拠点計画の基本方針

(1) 広域防災拠点計画の目的

- 広域防災拠点計画は、大規模災害時における県外からの応援部隊や支援物資の規模、受入れに必要な拠点機能を想定し、候補施設をあらかじめ選定しておくことにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。
- 広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 広域防災拠点の整備目的 (⇒詳細は基本構想第2章2.2参照)

- 広域防災拠点の整備は、様々な災害リスクを有する広い山岳県である本県において、大規模災害時にも陸路・空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・救命活動や支援物資の輸送、応急復旧活動等に係る支援を受け入れることを目的とする。

(3) 広域防災拠点の配置ゾーン (⇒詳細は基本構想第2章2.3参照)

- 広域防災拠点の各配置ゾーンから支援可能な範囲(カバーエリア)を想定災害ごとに検討し(図2-6)、これらのカバーエリアを重ね合わせたときに、県内にカバーしきれない地域がないよう(図2-7)、以下の条件に基づき広域防災拠点の配置ゾーンを設定した。
 - ・ 県内の想定災害に対し、複数のゾーンを確保できる配置とする
⇒同時被災により配置ゾーンが不足することのないよう、県内に配置ゾーンを分散して選定
 - ・ 各関係機関が県外各方面から集結しやすいよう、陸路・空路の交通アクセスの良い地域とする
⇒北陸・関東・中部方面から高速道路又は空路により県内に進入しやすい範囲を選定
 - ・ 人口が分散している地域においても、拠点が遠方過ぎることがないように配置する
⇒被災地域への移動時間を踏まえても、十分な災害対応の活動時間を確保できる範囲とする

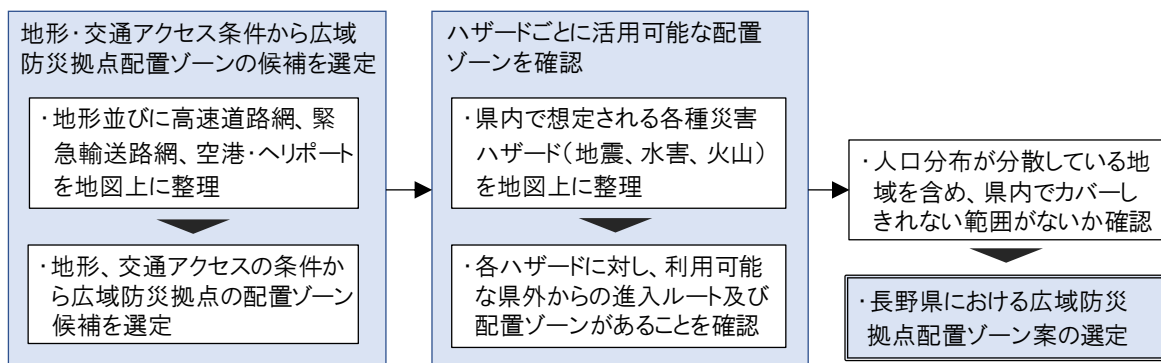
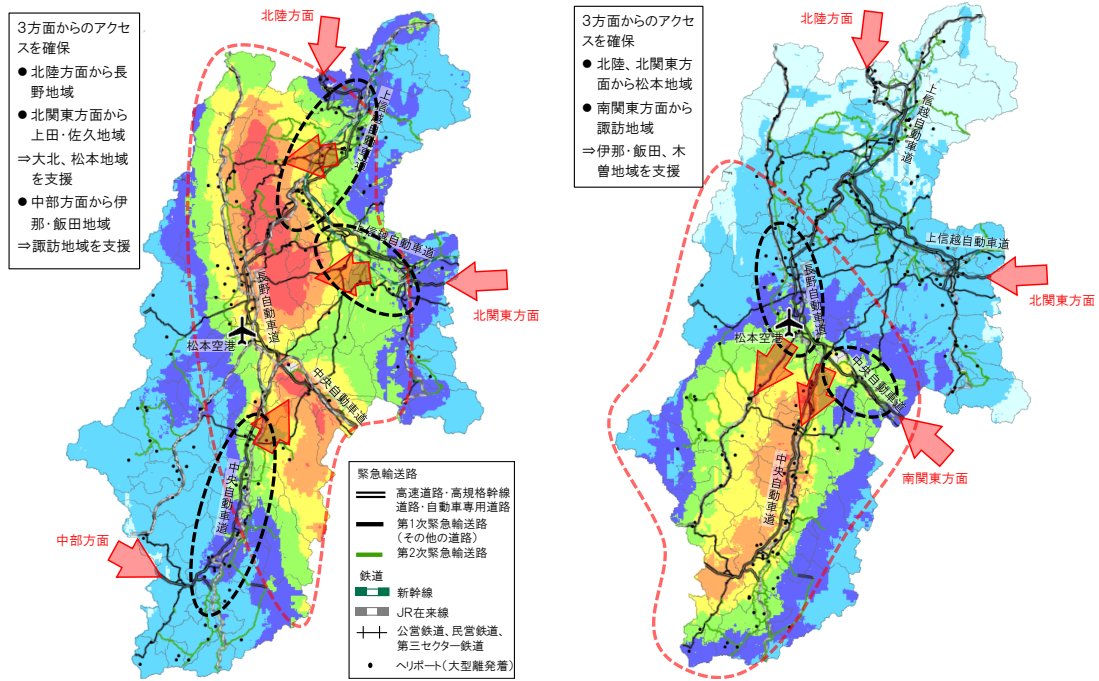


図2-5 広域防災拠点の配置ゾーン検討フロー

■糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震(全体) ■伊那谷断層帯(主部)の地震



震度分布出典) 第3次長野県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

図2-6(1) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検計(第3次長野県地震被害想定調査による地震)

■火山災害

- ①浅間山
- ②焼岳
- ③乗鞍岳
- ④御嶽山
- ⑤草津白根山
- ⑥新潟焼山

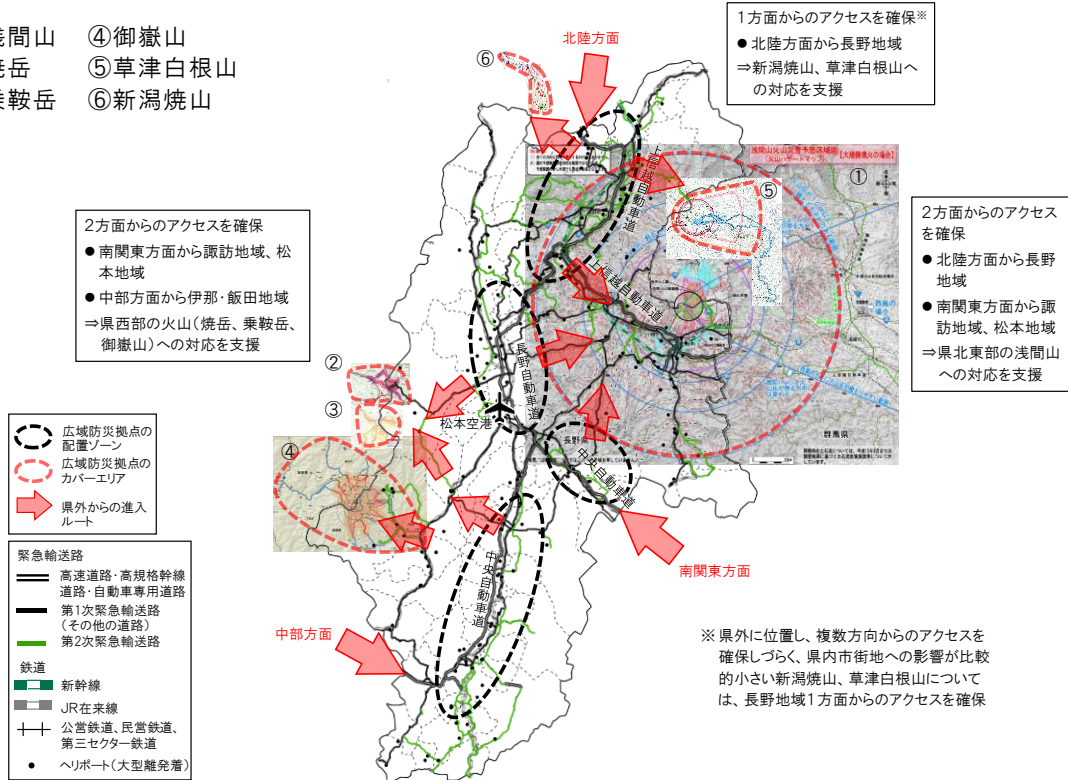


図2-6(2) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検計(火山災害)

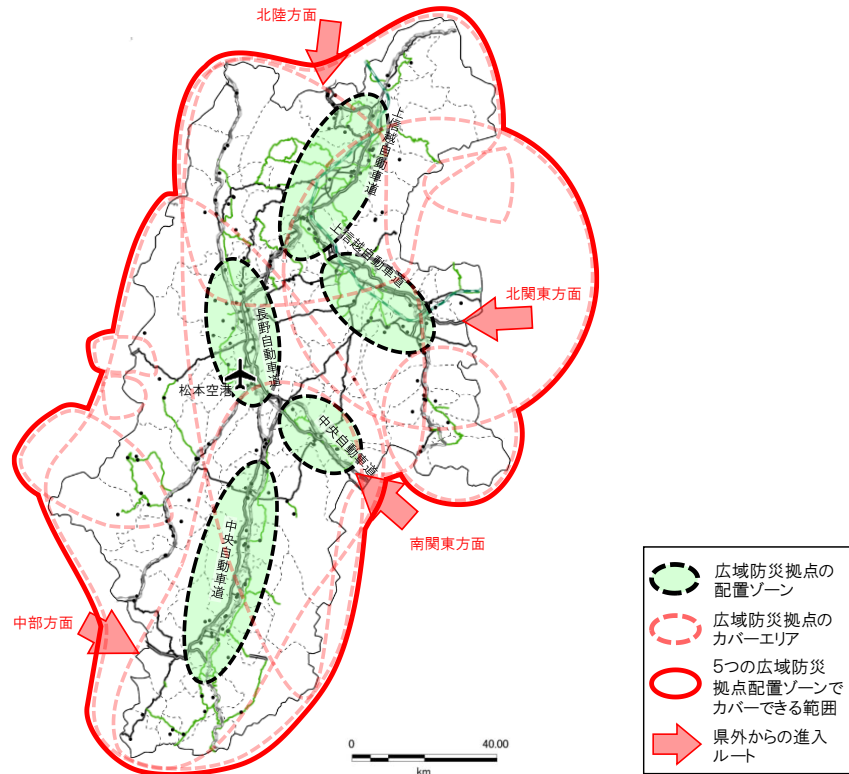


図 2-7 進入ルート及び広域防災拠点配置ゾーンの重ね合わせ

○ 例えば、大北地域が被災した場合の支援は、長野ゾーン及び松本ゾーンの広域防災拠点から実施する。また、木曾地域が被災した場合の支援は、松本ゾーン及び伊那・飯田ゾーンの広域防災拠点から実施する（図 2-8）。

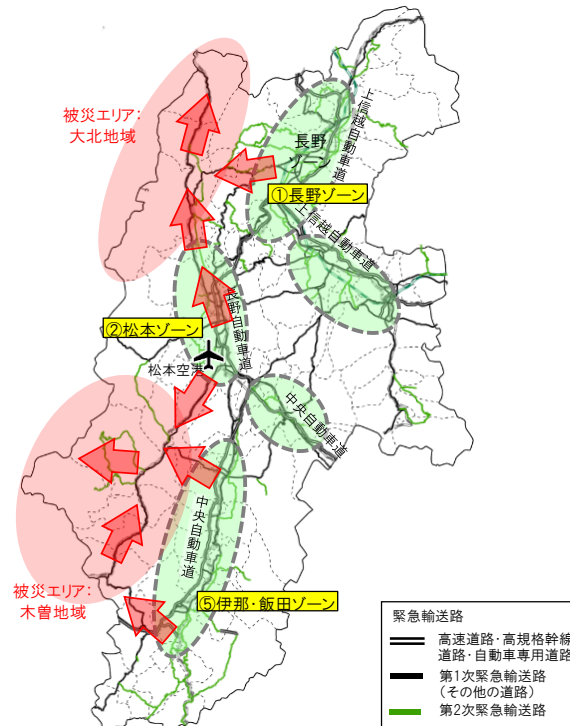


図 2-8 被災エリアに対応した広域防災拠点の配置ゾーンの支援イメージ

○ 常に複数の広域防災拠点を配置できるよう、以下の5つのゾーンを本県における広域防災拠点配置ゾーンとして選定した（図2-9）。

想定災害時の広域防災拠点の活用案を表2-2に示す。

- ①長野ゾーン
- ②松本ゾーン
- ③上田・佐久ゾーン
- ④諏訪ゾーン
- ⑤伊那・飯田ゾーン

○ 発災時には、おおむね被災地域に含まれない広域防災拠点配置ゾーンに広域防災拠点を開設し、被災地域（当該ゾーン外）への支援を実施する。

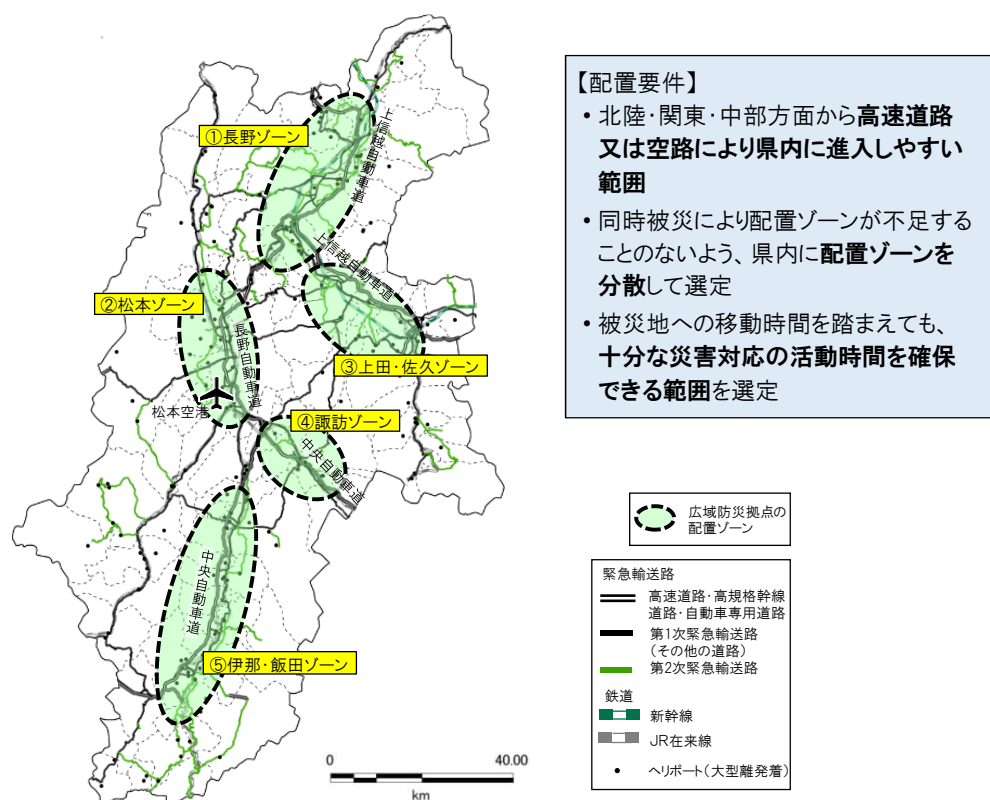


図2-9 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン